

信じられないでしょうが、これは恐ろしい真実です！！  
明日は あなたかも・・・・。

# 冤 罪



私は無実です。  
煙石 博'

2012年10月11日

私は広島銀行大河支店で『66,600円を盗った』容疑で逮捕されました。  
が、全く身に覚えがありません。

2013年11月27日

一審の広島地方裁判所の判決は懲役1年執行猶予3年でした。

2014年12月11日

二審の広島高等裁判所控訴審の判決は『控訴棄却』でした。

裁判所の判断は冤罪です。

善良なる一市民が、身に覚えのない罪を着せられる冤罪。

こういう不幸は、法治国家としては許せません。

即日 上告しました。最高裁で闘います。

私はお金を盗ってもいないのに、地裁で有罪にされました。昨年、二審の高裁では防犯カメラの映像を画像解析の専門会社に私的に依頼、『私が封筒にさわっていない』ことが明らかになって、無実が立証されたのに、一審に誤りは無いとして、控訴棄却という不当判決でした。

防犯カメラの映像に「盗んだところが映っている」として逮捕したにもかかわらず、その映像はないのに、検察は証拠を示さず、自白を強要し、示談を勧め、28日間も勾留し、起訴しました。裁判所も証拠調べをせずに、盗ったと『推認』されるとして、有罪判決を下しました。

そもそも先祖代々住んできた家のすぐそばの小さな銀行支店で、置き忘れられた封筒から行員などがこちらを見ている前で66,600円を抜き取り、犯罪証拠となる封筒を元の記帳台に戻すなんてことは絶対あり得ません。封筒には私の指紋はついていませんでした。

私の身の上に起こった事は、私だけの問題ではなく他の方にも・・・。背筋が凍る思いがしています。とにかく私の冤罪を晴らさなければなりません。ご支援をお願い申し上げます。

煙石 博

ホームページ

検索 煙石博さんの無罪を勝ちとる会

<http://enseki.noor.jp/>

これまでの経過や真実をご理解頂けると思います。最高裁長官への署名にご協力下さい。

発行・連絡先： 煙石博さんの無罪を勝ちとる会 広島市中区大手町5丁目7-6